

法政大学における公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針

規定第1189号

2015年4月1日

公的研究補助金等は原資が国民の貴重な資金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究補助金等の適正な管理については、研究者の個人の責任とともに大学の責任において適正に行わなければなりません。

本学は、公的研究補助金等の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制を図るため、次のとおり公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。
2. 毎年、コンプライアンス研修を実施し、研究者の意識向上と公的研究補助金等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究補助金等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究補助金等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

以上